

長野県外の医療機関において接種を希望する方へ

予防接種は、住民票所在地の医療機関において接種を行うことが原則ですが、長野県内において接種をする場合は、「長野県予防接種相互乗り入れ制度」に基づき、制度に参加している県内の医療機関でも接種が可能です。また、長野県外で接種を希望する場合は、岡谷市が定める「岡谷市ヒトパピローマウイルスワクチンキャッチアップ接種に係る県外定期予防接種給付事業実施要綱」に基づき、下記方法により接種することができますが、条件等がございますので、内容をよくご確認の上接種を行っていただきますようお願いいたします。

【接種から申請までの流れ】

- ① 県外で接種することを決めたら、健康推進課へ連絡をしてください
- ② 接種を希望する県外の医療機関に予防接種の予約をする
- ③ 接種（県外接種を希望する回数分）を行う ※途中で県内に変更することも可
 - ・ 接種の際は、岡谷市発行の予診票と母子手帳、接種記録がわかるものを持参する
 - ・ 毎回、接種後に接種費用の全額を医療機関へ支払いする
 - ・ 支払いの際に発行された領収書（予防接種とわかるもの）、接種済みの予診票（原本または写し）を受け取る。接種費用の請求の際に必要ですので大切に保管してください。
- ④ 希望する回数分の県外接種が終了したら、岡谷市ホームページ等から申請書を印刷し、添付書類を添えて接種費用の請求を行う

※接種費用は医療機関により異なります。また1回目と2・3回目で金額が異なる、などの医療機関もあります。

【県外接種対象者】

- (1) 平成9年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた女子
- (2) 大学等の進学により、県内に居住していないとき
- (3) 主治医等の指示により、県外の医療機関で接種する必要があるとき
- (4) 接種日において岡谷市に住民票があること

【給付金額】

下記の①又は②のいずれかの金額を給付する。ただし①の金額が、②を上回る額の場合は、②の額を上限として支給されます。

- ① 医療機関に対し支払った接種費用額
- ② 予防接種を受けた日に属する年度の、岡谷市と長野県医師会との委託契約のHPV定期接種に係る委託価額を支給する。

※年度で金額が変わります。岡谷市ホームページをご覧ください

【提出書類】

- ① 県外接種給付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 定期予防接種を受けた医療機関等の領収書の原本
- ③ 接種記録が確認できる母子手帳、接種済証明書
- ④ 予診票の原本又はその写し

【申請期限】 最終接種日から3か月以内に健康推進課へ申請する。

※ただし、この制度の申請期限は令和7年3月末日まで